

平成30年2月8日

各位

日興アセットマネジメント株式会社

「上場インデックスファンドS & P日本新興株100」 繰上償還および重大な約款変更（確定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当社では、「上場インデックスファンドS & P日本新興株100」（以下、当ETFといたします。）（証券コード：1314）におきまして、平成29年12月13日を基準日と定め、法令の規定に従い、繰上償還および重大な約款変更を提案し、平成30年2月7日に書面による決議を行ないました。当該書面決議の結果、賛成の意思表示をされた受益者（約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する平成29年12月13日現在の受益権口数が、平成29年12月13日現在の受益権総口数の3分の2以上であったため、予定通り、平成30年2月8日に当局への届出を行ない、平成30年3月9日付で約款変更を実施して、平成30年3月12日を信託終了日として繰上償還いたします。

今後とも、弊社の投資信託商品をお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

「上場インデックスファンドS & P日本新興株100」

2. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程

- 書面決議日 : 平成30年2月7日（水）
- 買取請求開始日 : 平成30年2月8日（木）
- 買取請求終了日 : 平成30年2月27日（火）
- 約款変更実施日 : 平成30年3月9日（金）
- 信託終了日 : 平成30年3月12日（月）
- 償還金支払開始日 : 平成30年4月20日（金）

3. 東京証券取引所における売買に関する日程

- 「整理銘柄」への指定 : 平成30年2月7日（水）
- 東京証券取引所における最終売買日 : 平成30年3月7日（水）
- 上場廃止日 : 平成30年3月8日（木）

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

日興アセットマネジメント株式会社

〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー

www.nikkoam.com

4. 繰上償還および付随する約款変更の内容とその理由

<議案①：繰上償還>

当 E T F は、平成20年3月10日に純資産総額が約4億65百万円で設定され、平成20年3月11日に東京証券取引所に上場いたしました。設定来、当 E T F の「運用の基本方針」に則り、対象インデックス（S & P 日本新興株100指数）の採用銘柄を投資対象として、当 E T F の基準価額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目指して運用を行なって参りました。残念ながら、昨今の純資産総額は伸び悩む状況が続いており、平成29年10月末の純資産総額は約2億4百万円となっております。

弊社では、当 E T F の純資産総額が減少していることから、当 E T F は対象インデックスへの連動性を維持した運用の継続が困難な状況にあると考え、当 E T F を繰上償還することといたしました。

<議案②：付随する約款変更>

当 E T F の繰上償還にあたり、関連法令・諸規則が整備されたことから、金銭での支払いによる償還を行なえるよう、信託約款の一部に所要の変更を行なうことといたしました。

5. 償還金のお支払いについて

償還金のお支払いにつきましては、約款の定めに従い、信託終了日である平成30年3月12日現在の受益者名簿に記録されている受益者に対し、平成30年4月20日から支払開始予定です。償還金額が確定いたしましたら、弊社ホームページにてご案内申し上げます。

当該償還金のお受け取り方法は、受益者が証券会社に対し平成30年3月12日時点で指定されている「配当金受領方法」によって異なります。ご不明な場合は、証券会社に対して登録されている「配当金受領方法」をご確認のうえ、下表に従ってご認識下さい。

配当金受領方法	当 E T F の償還金受取方法
①株式数比例配分方式	領収証（もしくは払出証書）を受益者へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行もしくは郵便局へ持ち込むことで、償還金をお受け取り下さい。
②配当金領収証方式	
③登録配当金受領口座方式	受益者が証券会社に対して指定されている口座へ振り込みいたします。
④個別銘柄指定方式	受益者が証券会社に対して個別銘柄毎に指定されている口座へ振り込みいたします。

※上表①、②にかかわらず、平成29年12月13日時点の法人受益者が当 E T F の受託銀行に対して所定のお手続きを完了された場合は、ご指定された口座への振込が可能です。

ただし、お取引のある証券会社に対して、例えば「①株式数比例配分方式」の指定を解除し、「③登録配当金受領口座方式」を指定されますと、当 E T F 以外にお客様が保有されている銘柄の配当金お受け取り方法も変更されてしまいますので、ご留意下さい。

<NISA口座で保有されている国内の個人受益者様へ※>

国内の個人受益者が少額投資非課税制度（NISA）の口座で当ETFを保有されていて、かつ、当ETFの償還金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益についてはNISAの適用を受けることができず、確定申告を行なう必要があります。

NISAの適用を受けるためには、東京証券取引所の最終売買日（平成30年3月7日）までに、証券会社を通じて市場売却することをお勧めいたします。

<特定口座で保有されている国内の個人受益者様へ※>

国内の個人受益者が特定口座で当ETFを保有されていて、かつ、当ETFの償還金受領時に譲渡損益が発生する場合、当該譲渡損益については特定口座内において他の譲渡所得等との損益通算を行なうことができません。ただし、個別に確定申告をして損益通算を行なうことは可能です。

※弊社が信頼できる情報を元に判断した内容ですが、その内容全てについて弊社が保証するものではありません。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

6. 書面決議に反対された受益者の買取請求手続き

議案①に関する書面決議に関しては、「投資信託及び投資法人に関する法律第20条」に基づいて、また議案②に関する書面決議に関しては、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、書面決議に反対された受益者は平成30年2月8日から平成30年2月27日までの間に、当ETFの受託会社に対して、平成29年12月13日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を当社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

7. 取得申込および交換請求の停止

議案①および②に関する書面決議がともに可決されましたので、当ETFの取得申込および交換請求は、平成30年2月9日以降、受け付けないことといたします。

以 上